

2025年4月1日から食事の標準負担額が変更になります。

2025年3月31日まで【入院時の食事代標準負担額（1食につき）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者及び一般			490円（注）
非課税世帯	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	過去12か月で90日以内の入院	230円
		過去12か月で90日を超える入院	180円
	低所得Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注）指定難病の人などは280円です

2025年4月1日から【入院時の食事代標準負担額（1食につき）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者及び一般			510円（注）
非課税世帯	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	過去12か月で90日以内の入院	240円
		過去12か月で90日を超える入院	190円
	低所得Ⅰ（区分Ⅰ）		110円

（注）指定難病の人などは300円です

秋津鴻池病院